重大事故発生時の社内連絡網

2021年4月1日設定

※特定重大事件・重大事件およびその発生予告の場合も同様の手順とする。

『特 定 重 大 事 件』→施設占拠・爆発・化学物質散布などのテロ行為が相当

『重 大 事 件』→タクシー強盗等により乗員乗客に死傷者が発生した場合が相当



重大事故発生時の社内連絡

- (1) 営業所当直・担当者は事故の状況を把握して重大事故に該当する事案については所長に連絡すること。
- (2) 部長は専務に連絡するとともに社長に連絡をする。 ※ (部長が連絡もしくは専務に連絡を指示する)
- (3) 専務へ連絡するとともに速報事案の場合は陸運支局へ電話速報をする。